

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこと。（別表関係）

第二 俸給月額改定は、平成三十一年四月一日に遡って行うこと。（附則第二項関係）